

# 昭島市後退道路整備制度について



## 制度の趣旨

わたしたちの身近にある道路は、単に通行するという目的だけでなく、日照、治安などの生活環境の保全から、災害時の避難、消防活動、緊急車両の乗り入れなどの防災の面にいたるまで、日常生活の根幹を支える重要な役割を担っています。しかし、市内には4mに満たない、いわゆる狭あい道路が数多く存在します。

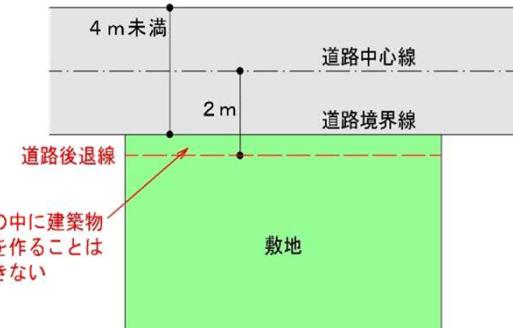
この「制度」は、そのような問題を解消することを目的としており、所有者の申請に基づき、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項による後退部（いわゆるセットバック部分）のみ市が無償で舗装を行うことができます（下図参照）。整備後の維持管理は所有者による自主管理となります。道路後退部分を寄附していただける場合は、申請は不要（寄附の申請が別途必要）となり、整備及び維持管理は市が行います。詳細は都市整備部管理課管理係にお問い合わせください。

### 【建築基準法第42条第2項道路（いわゆる「2項道路」）とは？】

建物は原則として、その敷地が幅員4m以上の道路に接していなければ建てられません。

しかし、幅員4m未満の狭あい道路であっても、都市計画区域の指定がされた際、現に建物が立ち並んでいる道で特定行政庁が指定した道路に接する敷地については、建てることができます。

この道路を建築基準法で第42条第2項道路といいます。この道路に接して家を建てる場合、道路の中心線から2m後退した線を道路の境界線とみなし、道路の内側に建物や門扉などは原則作れないことになっております。



## 整備の対象となる道路

昭島市が管理する道路（市道）のうち建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項及び第43条第2項第2号に規定する道路で、かつ私的工作物がなく交通の用に供する道路が対象です。

ただし、開発行為の場合、都市計画事業及び土地区画整理事業の実施している区域の場合は対象外となります。

## 整備の相談及び申請手続きについて

### 1 申請できる方

土地所有者、家屋所有者（土地所有者の同意が必要）

### 2 申請できない場合

営利法人が土地所有者の場合

### 3 事前の相談

整備をご希望される場合は、事前にご相談ください。整備をご希望される道路が整備の対象となるかどうかなどについてお答えいたします。

現地調査が必要な場合は、後日現地を調査したうえで、対象の適否をご連絡いたします。

### 4 申請に必要な書類

- ①後退道路整備申請書
- ②後退道路の整備及び維持管理に関する所有者の承諾書
- ③後退道路の案内図及び写真
- ④公図の写し（市役所課税課で有料）
- ⑤土地登記事項証明書（土地所有者）・建物登記事項証明書（建物所有者）

### 5 申請時期

随时受付しております。

### 6 申請受付窓口

都市整備部管理課管理係

### 7 工事施工

詳細な工事のスケジュールが決まりましたら、近隣住民の皆様にチラシ等でお知らせいたします。工事を行います。

### 8 整備された後退道路の維持管理

後退した道路部分の維持管理については、所有者が行うことになります。

### 9 問い合わせ

後退道路整備に関する要望・相談等につきましては、都市整備部管理課管理係へお問い合わせください。

昭島市役所 都市整備部 管理課 管理係

〒 196-8511 東京都昭島市田中町一丁目17番1号

TEL 042-544-5111 (内線2505~2507)

FAX 042-541-4336